

平成26年教育委員会第5回臨時会会議録

開会日時 平成26年5月27日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時30分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 杉 浦 容 子
同職務代理 塚 本 亨
委 員 面 田 博 子
委 員 松 本 實
委 員 竹 高 京 子
教育長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・教育計画推進担当課長	若林 繁
・学校施設課長	伊藤日出夫	・学務課長	石合 一成
・指導室長	岡部 良美	・統括指導主事	光山 真人
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	香川 幸博	・生涯スポーツ課長	竹嶋 和也
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 杉 浦 容 子 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 杉 浦 容 子 委員 塚 本 亨 委員 塩 澤 雄 一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

平成26年教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加えまして塚本委員と塩澤教育長にお願いしたいと思います。

本日は議案等が4件、報告事項等5件でございますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第23号「平成26年度葛飾区一般会計補正予算（第1号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第23号「平成26年度葛飾区一般会計補正予算（第1号・教育費）に関する意見聴取」についてご説明いたします。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので本案を提出するものでございます。別添の予算案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、添付の資料に基づいて説明させていただきます。

最初の部分は全体の部分ですので、教育費、意見聴取を受けた部分について説明をさせていただきます。

予算書の7ページをごらんください。学校施設環境改善交付金でございます。金額が936万5,000円となっております。

こちらには体育施設の整備費補助、具体的に申し上げますと、フィットネスパークを整備することに関して、国からの補助金を計上するものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして9ページをごらんください。工事請負費でございます。旧松南小学校プール解体工事費、こちらについては新小岩保育園の仮園舎の建設に備え、プールを解体する必要がございますので、3,900万円の解体工事費を計上してございます。

おめくりいただきまして11ページをごらんください。工事請負費でございます。こちらにつきましては中青戸小学校の改築に伴いまして人件費、それから材料費が高騰した分について2,780万円計上してございます。

もう1枚おめくりください。13ページでございます。こちらにつきましても同様に、フィットネスパークの整備経費でございますが、人件費、材料費が上がった分について1億1,790万円を計上してございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いたします。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第23号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第23号「平成26年度葛飾区一般会計補正予算（第1号・教育費）に関する意見聴取」につきまして、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第24号「旧松上小学校ほか1解体その他工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設課長。

○学校施設課長 議案第24号「旧松上小学校ほか1解体その他工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

提案理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、区長から意見を求められましたので、別添の契約締結案について異議のない旨を区長に回答するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、記書き以降でございます。工事件名は「旧松上小学校ほか1解体その他工事」。工事箇所でございますけれども、葛飾区西新小岩四丁目。契約の方法は、制限付一般競争入札による契約。契約金額でございますが、1億7,258万4,000円でございます。

契約の相手方は、板橋区の株式会社六大工業でございます。工期でございますけれども、契約締結日の翌日から、平成27年5月29日を予定してございます。

さらに1枚おめくりいただいて、参考でございます。旧松上小学校の解体でございますけれども、解体撤去物が校舎棟、延べ床4,378平米。屋内運動場、延べ床560平米でございます。

またあわせて、旧心身障害者福祉会館解体がございまして、こちらにつきましては延べ床が1,586平米、敷地整備工事としましてアスファルト舗装、フェンス設置等が、この解体工事に含まれているものでございます。

以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

塚本委員。

○塚本委員 確認でございますけれども、今のご提案の趣旨は十分理解できました。

これは、病院誘致ということに絡む解体と理解してよろしいのでしょうか。

それが1点と、裏面にございました旧心身障害者福祉会館の解体も入ってございますが、これは私の思料不足なのですが、解体される福祉会館をカバーできる施設が既存としてあるのか

だけ伺っておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長 学校施設課長。

○学校施設課長 身障者会館の機能については、ウェルピアかつしかに移ってございます。

現時点では社会福祉法人のほうで、自転車修理といいますか、放置自転車の整備をやってございますが、その機能につきましては旧松南小学校で、ことしの秋ぐらいから開業するというところになってるところでございます。

なお、この跡地は病院の誘致ということでございます。

○塚本委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにはございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、お諮りいたします。議案第24号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第24号「旧松上小学校ほか1解体その他工事請負契約締結に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

続いて、議案第25号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第25号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして区長から意見を求められたので、本件を提出するものでございます。

なお、別添の条例案について異議のない旨を区長に回答するものでございます。

内容といたしましては、この学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に関する補償の額が毎年東京都の医療職給料表と連動して変わって動くことから、毎年この金額の改定のための条例改正を行っているものでございます。

具体的には、次の1枚をおめくりいただいたところに新旧対照表がございますけれども、この下線を引かれた部分が改正する部分でございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行するということでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見等ございましたらお願ひいたしま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第25号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第25号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第26号「書画カメラ等の買入れに関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第26号「書画カメラ等の買入れに関する意見聴取」についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

なお、別添の契約締結案のとおり、異議のない旨を区長に回答を申したいと考えてございます。

内容でございますけれども、この書画カメラ、いわゆる実物投影機というものでございますけれども、購入価格が総額で2,000万円を超えるということで、契約議案となるものでございます。

この書画カメラにつきましては、平成25年、26年、27年の3カ年で全校に配置するという計画でございまして、平成25年につきましては5校、今年度26年については20校。残りの25校につきましては来年度というような計画で進めているところでございます。

機能一式でございまして、買入れ価格は2,614万3,560円ということでございます。買入れの相手方につきましては、株式会社小林平和堂というところでございます。

書画カメラセットにつきましては、全体で286組ということで、付属品を合わせて以上の金額でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

面田委員。

○面田委員 この書画カメラを購入することに関しまして、3年計画で全部の小学校にということ、私は大賛成です。

去年あたりも学校を参観させていただいた際に、実物投影機を使った授業をたくさん見ることもできましたし、そしてことしの校長先生のプレゼンテーションのときにも、校内経験を積んで、取り入れてやっていきたい等、前向きに実物投影機を十分活用してやっていきたいという声もいただいておりますので、十分に活用できるよう、お願いしたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 こちらにつきましては、昨年度の5校についてはいろいろ実践的な取り組みをしております、それらが全教員が見られるパソコンの中に、内容については保存されております。

今期の20校につきましては、9月1日から使用が可能になると思っておりますけれども、それまでに既に入っている学校の実践を見に行くなど、9月1日からいろいろな方法で試行して、子どものわかりやすい授業につなげることができるように、今後進めてまいりたいと考えております。

なお、配置する学校につきましても、まだ現在配置を受けていない学校でもすぐ見られるような学校というような形で、区内全部を満遍なく配置しているところでございます。

最終的には来年度入る学校にはなりますけれども、その学校も入ったときにすぐ活用できるように、近隣の学校に見に行くことができるような体制を、今後も校長会と連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。

○面田委員 よろしくをお願いします。

○委員長 ほかにございませんか。

では一言。まず昨年度が5校で、今年は20校、27年度は25校とお話ございました。今年の20校は、単体ですと大体9万円ちょっとですね。

昨年と今年のメーカーと、それから電子黒板等周辺機器との連動性はどうかということをお話していただきたいと思います。

学務課長。

○学務課長 メーカーは一緒でございます。製品指定をしてございまして、その製品について一般競争入札をかけていくという手続きでございます。

また、他の機械との連動性でございますけれども、基本的には各学校、各教室にテレビがございまして、そのテレビとまず結びつけて、書画カメラの映像をテレビに写した形で使うというのを一般的な使い方として考えてございます。

そのほかに電子黒板等、あるいはパソコン等とのアタッチメントもございまして、どちらでも使えるというような形をとっているところでございます。

また、顕微鏡の機能もアタッチメントとしてつけて、拡大できるようなものをあわせて購入しようと考えているところでございます。

以上です。

○委員長 ICT教育は急速に進んでおります。私自身は到底ついていけない今の状況でございます。先日、ビッグサイトで3日間にわたりまして教育ICTソリューションが行われておりました。スピード感あふれた電子機器が技術革新され、所狭しと展示されておりました。確かに20年、30年先に世界の中で活躍する子どもたちでございますので、グローバル社会の中で生きていく子どもたちに、ICTを活用した教育は必要なのだということを強く感じさせられました。今後も是非、ICTの推進をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかに、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 では、議案第26号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第26号「書画カメラ等の買入れに関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、議案の審議は終わります。

次に、報告事項等に入ります。

報告事項等1「就学手続きの見直しについて」。これは机上配付ということでございます。学務課長からご説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、就学手続きの見直しについてご説明を申し上げます。机上にお配りしました資料をごらんいただきたいと思います。

まず表題につきまして、「就学手続きの変更について」ということで、この案件名とそごが生じていることをおわび申し上げます。

つきましては、この就学手続きの変更ということでお話をさせていただきたいと考えてございます。

まず、この就学手続きの変更について、前段として押さえておきたいこととして、この1番にございますとおり、「現行の就学手続きとは」というところがございます。これは、法的な位置づけを再認識するという意味で、ここに記載をさせていただいております。

ここを読まさせていただきますと、そもそも今の就学手続きでございますけれども、「葛飾区立学校の通学区域等に関する規則」という、教育委員会規則の中で定められておまして、その条文といたしましては、「学齢児童及び学齢生徒は、その居住地の属する通学区域の学校に入学しなければならない」ということで、この文言につきましては、今も昔も一貫してこの考え方は変わっていないというところでございます。

ただし、その後でございますけれども、「保護者の申立てにより特別な理由があると教育委員

会が認めた場合は、この限りでない」というただし書きがございまして、これは従来の指定校変更のことを指しているものでございます。

こういったものに根拠を置きまして、実は学校教育法の施行規則の第32条の1項というところに、「あらかじめ保護者の意見を聴取できる」という条文がございまして。

これは、平成14年に全国で学校選択制が盛んに議論された時期がございました。この時期に規制緩和と相まって、文科省のほうから各自治体に対して学校選択制を積極的に推進すべしというようなことがございまして、これを受けて法改正が行われたところでございます。

その法改正の中で、この「できる」規定でございましてけれども、保護者の意見をあらかじめ聴取するというので、ここの文言を準用して、各自治体では学校選択制というものをつくってまいりました。

葛飾区におきましてもこうした規定を準用し、受け入れ可能人数に余裕がある範囲において、通学区域の弾力化の仕組みとして学校選択制を要綱で設置しているというのが今の学校選択制、あるいは就学手続きの現状でございます。

こうした手続きを踏まえて現在、2番のところでございますけれども、「現行の就学手続きにおける学校選択の現状」というところでございます。

学校選択制が実施されて10年が経過いたしますが、通学区域外への就学率というのが小学校では約20%、それから中学校では約30%とほぼ固定化してございます。

この固定化している現状の中で、実は希望調査票の提出者全体の希望実態というのをこちらで分析をしたところ、小学校の場合においてはほぼ100%近くが、中学校においても約93%の方々が、いわゆる自宅から通いやすい学校、近くの学校を希望しているという実態がございまして。

通学区域の設定上、必ずしも学校が通学区域の真ん中にないないというようなことから、地理的に通学の利便性が重視されている。その重視した結果、学校選択制を活用するというような現状があるということが明らかになってございます。

また一方で、現状の就学手続きにおきましては、まず学校選択制が優先して行われることから、結果として身体的理由や教育的配慮、家庭環境などの個別事情で指定校変更の手続きが必要な児童・生徒の受け入れができなくなったり、希望する学校を断念したり、他の学校への希望替えをするなどのケースが小中学校でも相当数出ているというのが現状でございます。

こうした現状を捉えて、3番に課題ということで整理してございましてけれども、まず学校選択制の現状というのは、学区域の設定と切り離しては考えにくいのでございましてけれども、ただ学区域の見直しには多くの時間を必要とするというような課題がございまして。

また現行の就学手続きで、先ほど申し上げたような学校選択の結果で指定校を決定した後に就学通知を発行するという、物理的な順番が決まっているために、本来優先されるべき個別事

情を有する場合であっても、あらかじめ指定校そのものを確定することができないことから、優先的に指定校変更手続きを行うことができないという課題があるというところがございます。

こうした現状・課題を踏まえまして、新たな就学手続きの仕組みというところでご説明をさせていただきたいと思っております。

まず(1)の「基本的な考え方」を掲げてございます。こうした現状と課題を踏まえまして、これまでの枠組みを大きく変えることなく、あらかじめ就学通知を発行することで、個別事情についても当初の段階から取り扱えるようにするとともに、指定校変更基準の見直しによって、恣意的な通学の利便性や部活動などの希望理由にも沿えるよう、現行の就学手続きの仕組みを改善していこうというような基本的考え方を持ったところがございます。

具体的には、(2)以降に記載してございますけれども、別紙1と対比してお話をお聞きいただければわかりやすいかと存じます。

①でございます。まず通学区域の学校を就学先とした就学通知とともに、指定校変更届及び指定校変更基準、これは別紙2につけてございますけれども、これを同時に新入学対象者に送付をいたします。

そして②でございますけれども、通学区域の学校に就学する場合は、これまでのように希望調査票を提出する必要はなく、この段階で手続きは完了をいたします。

③でございます。通学区域以外の学校を希望する場合には、同封される指定校変更基準に基づき、指定校変更届を提出するということとなります。希望した学校の受入枠の余裕に応じて、無抽選の場合と抽選の場合に分かれてくるということでございます。

④でございます。指定校変更基準で個別事情として区分されるうち、これは別紙2をごらんいただきたいと思いますののですけれども、大きく二つに分かれてございます。

まず上のほうの、個別事情として区分される1です。(1)の身体的理由や、(2)の教育的配慮が必要な場合は、優先度Sとして無抽選で希望校の就学通知を発行するという取り扱いにしたいと考えています。

また(3)の家庭環境、(4)のその他個別事情に配慮する場合は、優先度Aとして取り扱っていかうということでございます。

⑤として、この指定校変更基準で大きく区分されている2番、通学区域外希望者として区分されているうち、(1)の「希望を尊重する項目」や、(2)は「通学条件を尊重する項目」でございます。このところは誤植でございます。「安全を優先する項目」ではなく、「通学条件を尊重する項目」でございますけれども、該当する事由については、優先度Bとして取り扱うというものでございます。

そして⑥でございますが、受入枠に余裕があり、無抽選の場合にはその段階で就学通知を発行し、手続は完了いたします。

また⑦の、受入枠に余裕がない場合には抽選となりますけれども、学校別に優先度A、優先度Bに分け抽選を行って、優先度Aの抽選順位の上位から当選として、なお受入枠に余裕がある場合には、優先度Bの抽選上位者から当選とするということをございまして、なお当選者が受入枠に達した場合は、それ以降の順位のことを補欠としていくということをございます。

次に3ページ目をごらんいただきたいと思います。⑧でございまして、その補欠になった場合につきましては、送付済みの就学通知の指定校か、または指定校変更基準に基づいて、受入可能な他の学校への指定校変更ができるという余地も、このところで残しておこうというところをございます。

こういった形で手続きを進めてまいりますけれども、ポイントといたしましては、個別事情を持っている方々が、旧来手続き上は抽選、それから希望抽選の後になっていたというところを、優先的に指定校変更の手続きができるようにするということと、もう一つは、今まで学校選択制の場合には、希望調査票というものを最初に出して、例えば自分の学区域の学校であっても希望調査票を出さなければならなかったのですけれども、今回はまず就学通知を出すということによって、その区域の学校に通う方々についてはその段階で手続は終了すると。今までのように、保護者の方が希望調査票を出す必要もないというようところが、今回の大きなポイントかと考えてございます。

(3)のその他でございまして、こういったような手続きの変更をしていくということと、いろいろな混乱が生じるとも考えられますので、学校に関する情報不足による保護者の不安解消、あるいは指定校変更手続きの方法などについて相談体制を学務課窓口において整え、きめ細かな情報提供や案内の充実を図っていくというところが1点。

それと、課題にもございまして、学区域の見直しでございまして、これにつきましては中長期的な課題として、並行して取り組んでまいりたいと考えてございます。

5番の「就学手続き方法の変更による効果」でございまして、まず1点目として、指定校変更申請の時期及び対象者を一本化することによって、従来後回しにされていた個別事情を優先的に取り扱うことができるということと同時に、保護者の手続き上の負担軽減を図ることができるというのが、まず第1点のメリットかと考えています。

2点目につきましては、あらかじめ就学通知を学区域の指定校に通知することで、子どもや保護者が、いわゆる風評やイメージではなく、実際に通学区域の学校がどのような教育方針や教育内容に取り組んでいるのかという部分に目を向けることができるということも大きなメリットの一つであると考えています。

また3点目では、学校選択制では選択理由を問わなかったということをございまして、指定校変更の申請という手続きを経ることによりまして、子どもや保護者が明確な選択理由や就学目的を考えるようになるということもメリットの一つだと考えてございます。

そして4点目でございますけれども、何より今後の各学校の努力が、通学区域内に住む子どもや保護者の選択につながるものが、そこに住む子どもたちの安心安全の確保や、学校を支援する地域との協働につながるものがメリットとしては考えてございます。

6番の今後の予定でございますけれども、この案件は、本日委員会でご報告した後に、第2回の定例会の文教委員会で報告を予定してございます。その報告後、ことしの7月以降になりますけれども、PTA連合会等地域・教育関係者様への説明を徐々に始めていきたいと思っております。

この秋をかけて説明をさせていただいた後に、12月に要綱の改正を考えてございます。この要綱につきましては、もちろん教育委員会にご報告した後に定例会への報告、それから要綱制定ということで、年内に要綱を変えていけたらと今のところ予定をしてございます。

そして、年明けて27年1月でございますけれども、ここら辺から実は28年度の入学案内の準備が始まります。こういったところに、それまでの説明を踏まえて、この要綱改正案で準備を始めていけたらと思っております、今のところの考え方としましては、28年度の入学者からこの手続き方法によって、この入学の手続きを進めていきたいと考えているところでございます。

長々となりましたけれども、説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

竹高委員。

○竹高委員 細かい説明をありがとうございました。とてもわかりやすかったです。

就学手続きの変更がどういう形で10年目を迎えて進むのか、多分保護者や子どもにとっては、とても気になるころではあると思います。

今までがこういう形であったということも、一部の保護者しか知らない方も多いと思いますし、見直しにより、子どもたちにとっていろいろな事情で学校を選ぶことができることがきちんと残り、地域などと協働するためにも、子どもたちが行くべき学校にきちんと行けるという形が整うということはとても素晴らしいことだと思いますので、今年度ぜひ進めていただいて、28年度を目指して頑張っていただけたらと思います。

部活動を選ぶのもそうですし、いろいろな事情でほかの学校を選びたいという子どもたちが実際にすることはたしかで、本当に少ないとはいっても中学校では30%固定化している部分というのがまだまだあるということは、ある意味これが部活動だけで選択をしているのならいいのですが、残念なところの部分もあると思いますし、新たな方法が定着して行って、地域と協働、学校とも協働をして、本来行くべき学校に行くことがその子たちの幸せにつながるような形になっていくことが望ましいと感じます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 私は、この学校選択制が導入する所に現場にいましたので、そして今10年たってみて、そういう見地から申し上げたいと思います。

平成14年の規制緩和の流れで学校選択制になり、反省点としては就学通知という、指定校を通知しないで、自由に選べますというのを子どものほうが受けとめて、どこでもいいのだという事で、ややもすると安易に選んで、中学校側としますと10何校から20校ぐらいの小学校から来るようになって、就学の相談をしたり、3・11のようなことが起こったりしたときに安全に帰宅させる問題とか、地域の人たちと連動して、いい学校づくりをする上で課題もありましたけれども、このたびは指定の学校を先に通知して、そして希望があれば基準を設けて明確に答えていくという制度になることには、私は賛成であります。

そこで、以前もそうですけれども、この就学の手続きがこうだということを小中学校の教職員にも徹底して、よくわかっていただいて、特に小学校の進路指導に当たる6年生の方たちは、中学校を選ぶ際にこれにのっかって正しい選択ができるようにしていただきたいと思います。

そこで、中学校で高等学校に推薦して入学するときに、A4の紙に自己PRというのがありまして、中学生の年齢ですから、自分で学校を選んだ志望理由をきちんと明確に書く欄があって、とてもその後の生活に生きるのですけれども、できたら中学校レベルでも子どももきちんとこういう学校を選んで、私は責任を持ってやるのだというようなことが意思表示できるようになるといいと思います。

最後に、地域と学校が一体となって、この区の今の基本方針である、協働して教育を進めるということで、ぜひ地域の方も頑張っていて、各学校も頑張って、今やっている教育振興基本計画に沿って、各学校がよい学校づくりをしていければいいと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

学務課長。

○学務課長 希望理由を明確にというところでございまして、別紙2の下のほうですけれども、2の(1)の②というのがございます。

「特色ある教育活動や部活動への参加等、その学校を希望する強い動機が認められる場合」ということで、この指定校変更基準の中に盛り込ませていただいております、この中に希望理由記載ということを出させていただいたところがございます。

恐らく、この2の(1)の②というところに、この指定校変更の要件といえますか、希望が集中するだろうと私どもも予想しております、こうした中には明確な理由の記載というようなことを求めていると考えているところでございます。

こういった形で、その学校になぜ入りたかったのか、入って何をやりたかったのかということ、保護者と子ども、両方ともきちんと明確にしてもらった上で、やはり入ったからには地域や学校に貢献をしていただく、あるいは協力していただくということも前提としながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

面田委員。

○面田委員 いろいろ現状を説明していただきまして、ありがとうございました。

いわゆる身体的理由とか、本来優先されるべき個別事情ということが書いてありますけれども、該当するお子さんが後回しになっていたということ。そして、本当にその子にふさわしい学校に入学することができなかったことも出ているということを知りまして、これは、早急に改善する必要があると強く思いました。

今回は、優先度Sということで、この表に書きあらわされておりますので、一人一人の子どもにとって、その子にふさわしい学校を選べる、就学できるとわかりました。

今までも指定校変更ということはあったわけで、子どもが学校で持っている力を十分に伸ばせるようにすることが、学校の役目だし、それと同時に、地域の学校として、皆でその子どもたちを育てていこうという、区の方針ともしっかり合っているわけですので、今回のこの提案については、とてもいいのではないかと思います。

ただ、先ほど話がありましたが、10年間そういう手続きできておりますので、その辺のところをすっかり変わったように捉える保護者がいるかもしれません。

保護者の誤解がないように、丁寧な説明を、学校にも、それから地域にもしていただきたいと思えます。

○委員長 学務課長。

○学務課長 決して、選択制導入前の学区制に戻す、もとに戻すということではないのだということを、きちんと区民の皆さんにも理解してもらえるように、丁寧な説明に努めたいと考えております。

○面田委員 そこが一番大事だと思います。よろしくお願いします。

○委員長 塚本委員。

○塚本委員 ただいま竹高委員、また松本委員、面田委員に既におっしゃっていただいたのですが、今まで約10年を経過した、旧学校選択制ですか。

そういうご回答をいただきましたし、各委員もご発言されたのですが、恐らく時代の趨勢と申しましょうか、規制緩和等々があって、いわゆる制度疲労とは言い切れないのでしょうか。

ども、時代のニーズで今回のご提案の趣旨は十分理解できます。

ただ、学務課長も回答されたのですが、特に昨年から1年経緯したときに、第1子、第2子をお持ちの保護者の方への周知の仕方、そして先ほど松本委員がおっしゃったのですが、3ページの「今後の予定」の中に、ぜひ現場の学校の教職の方への周知は重ねてお願いを申し上げたいと思います。

やはり今後のスケジュールの中でも大事な部分ですので、ぜひそれを実行していただいて、より安心した状態で保護者の方、それと子どもたちが一番恩恵に浴せるように努力していただきたい。

と同時に1点、これは非常に難しい仕組みかもしれませんが、この就学手続きの変更に際して保護者の諾とした、担保するようなものがどこかに触れられるといいのかなど。了解していますよというのがあると、昨今いろいろな部分で現場の教職に就かれている方々は非常にご苦労されていますので。それは一つの私見でございますが。

以上です。意見を述べさせていただきました。

○委員長 学務課長。

○学務課長 周知につきましては、本当に気を使わなければいけないことだと考えてございます。

教育関係者、さまざまなところでご協力をいただいております、もちろん学校の校長先生を初め、先生方もさることながら、地域での地区委員の皆様、あるいは青少年委員の皆様、そういった皆様、それからお話がございましたように、今保育園や幼稚園に行っていらっしゃる方々も含め、そういった関係機関への説明、そういった変更に伴って、影響が出るさまざまな方々にも説明をしていかなければいけないとは考えてございます。

教育委員さんを初め、議会の皆さんにも協力を仰ぎながら、区一体となって外に向けて発信できるように我々も工夫し、情報提供に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

松本委員。

○松本委員 大規模校と小規模校の格差ができるということは、こういう選択制をやると起こることですけれども、大規模校ができた場合の教育環境を考えると、校庭が狭くなるとか、あるいは大木を切ってまでプレハブを建てたりとか、区民からの声もありますから、教育環境は落とさないで、通学区域の見直しとかを考えて、キャパシティに合った受け入れをしていくべきだと考えますので、よろしくお願ひしたいと。

○委員長 学務課長。

○学務課長 お話はそのとおりでございます、我々も学区域が原点だろうと考えてございま

す。

こういった就学の手続きだとか、今いろいろと試行錯誤しても、やはり根本的には学区域をどうにかしていかないと、そういった学校のキャパシティの問題というのは解決しないだろうと考えてございます。

少し時間はかかるかもしれませんが、そういった実態を積み上げて、地域の皆さんにも理解をしていただきながら、進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長 よろしいですか。

一つお伺いします。

災害時については、学校におきまして安全教育・安心確保ということでございますが、いつ大きな災害が起こるかわかりません。3・11当時、区域外就学のお子さんもおいでになったと思います。そのときの課題と今後の検討事項がありましたら教えていただきたいと思います。

学務課長。

○学務課長 3・11当時は、あの地震が起こった後に、登校していた子どもたちを一旦家に返したというような学校もございました。

ただ、親御さんたちが帰宅できなかったということで、連絡がとれない。あるいは一旦学校から帰してしまうと、学校との連絡もとれないというようなところから、子どもたちの安全の確保と申しますか、そういうところが大きな課題となっていたのだらうと考えてございます。

特に就学区域外から来ているお子さんたちに対しては、そういう危険、歩いて訪ねられることのできない学校が、安心を確認することもできないというようなこともあって、やはりそういった部分での課題というのが都度、議論されてきたところなのだらうと考えてございます。

また一方で、東北地方においては中学生が復興の支援者の力となり得たと、非常に活躍をしたというところもあって、地域の力となり得る地域の子どもたちというところも、改めて3・11のときに見直されたところなのではないかと考えてございまして、そういう意味では、そういったことを両方、葛飾区の中でも実現できるような形の方向性というのを出していくべきなのだらうとは考えております。

○委員長 ありがとうございます。ぜひ、ご検討をお願いいたします。

次に報告事項等2「平成26年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数について」、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、平成26年度の葛飾区立の学校の児童・生徒・園児数について、平成26年5月1日現在の状況をご報告申し上げます。

委員の皆様には、速報値で4月7日現在というものをお渡ししてございますけれども、学校基本調査の結果でございます5月1日現在が確定値というところで、ご認識いただきたいと存

じます。

まず小学校でございますけれども、全体で2万101人ということで、対前年プラス92人という結果でございます。学級数は698学級で、対前年度プラス2学級でございます。

中学校でございますけれども、全体として8,969人ということで、対前年マイナス42人、学級数は増減なしでございます。

全体といたしまして2万9,070人ということで、小学校がふえて中学校が減ってございますけれども、全体としてはプラス50人、学級数もプラス2学級ということでございます。

次に特別支援学校でございますけれども、こちらは保田しおさい学校につきましては、今年度25人ということで、対前年度マイナス7人ということでございます。

それから幼稚園でございますけれども、今年度126人ということで、対前年マイナス24人という状況でございます。

当該表は内訳となりますけれども、右側の細かな表の一番上が小学校でございます。通常学級につきましては、本年度1万9,943人で、対前年プラス87人ということでございます。そして特別支援学級が158人ということで、対前年プラス5人ということでございます。

それでは中学校でございますけれども、通常学級につきましては8,812人でございまして、対前年マイナス44人。それから特別支援学級につきましては121人で、対前年マイナス3人でございます。夜間学級等でございますけれども、こちらのほうは夜間が14人、それから日本語学級が22人ということで、対前年プラス5人という状況でございます。

それから特別支援学校保田しおさいでございますけれども、学年別で申し上げますと3年生が対前年プラス1人、4年生がマイナス2人、5年生がプラス6人、6年生がマイナス12人ということで、6年生が減ったのが大きかったということでございますが、5年生がプラス6人ということで、若干ふえてございます。

それから幼稚園でございますけれども、飯塚幼稚園でございますが、トータルでいきますと29人で、対前年マイナス13人ということでございます。北住吉幼稚園が53人で、対前年マイナス9人、それから水元幼稚園につきましては、44人で対前年マイナス2人ということでございます。

幼稚園の場合につきましては、全体の受け入れ定員に比べまして、実際の就学率は34.1%というような現状でございます。

1枚おめくりいただきまして、学校別の人員が載っております。大きいところでいきますと、例えば7番の上千葉小、17番の道上小、48番の花の木小、51番の幸田小。このあたりが700人を超える大規模校ということになってございます。

一方で、6番の南綾瀬小、29番の木根川小、38番の西小菅小というところは150人前後の小規模校という状況でございます。

またさらに1枚裏面をごらんいただき、中学校の学校別が出てございます。中学校につきましても、2番の金町中、4番の新宿中、5番の奥戸中、17番の常盤中、各中学校では500人を超えるという、これも大規模な学校です。

一方で6番の綾瀬中、8番の中川中が200人を下回るというような状況でございます。

この辺につきましては、学校選択制の結果もございますけれども、実際には小学校の場合におきましては、その居住地の人口の増減というのが原因でございまして、中学校につきましては、若干学校選択制の影響もあるというところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 希望あるいは要望になりますけれども、夜間学級に来ている生徒数、それから保田しおさい学校に入っている児童数、それから幼稚園に入っている園児数。各施設やスタッフを用意している割合から見れば、もっと活用していただきたいと思います。

特に夜間学級につきましては、本来のいろいろな事情で中学校に行けなかったという方は、時代的に目的を達してしまして、むしろ中学校で不登校とかになった者を、再度挑戦させて夜間で学んで、本当に卒業できるような場にしていけたらいいなと思います。

○委員長 学務課長。

○学務課長 夜間学級につきましては、現在外国人の方が主流というか、ほとんどというような現状でございます。

夜間学級の存在そのもののPRということ、それからある意義というものを、これから教育委員会としてはきちんとした形で発信してまいりたいと考えてございます。

また保田しおさい学校につきましても、今年度特別支援教育の相談係が指導室に移管しましたけれども、引き続き学務課としましても保田しおさい学校と連携をして、体験教室等も含め、各学校へのPRというのを積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 続きまして、報告事項等3「平成25年度葛飾区小中学校卒業生の進路状況について」ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「平成25年度葛飾区小中学校卒業生の進路状況について」、ご報告をさせていただきます。

それでは、まず小学校の中学校等への進路状況でございます。1枚目をごらんいただきたいと思ひます。

全てこちらの表にございますパーセントにつきましては、卒業生総数を100、分母として計算をしたものでございます。

まず、小学生の卒業生総数で、3,431人でございます。昨年度と比べまして125人の減少となっております。進学につきましては、全員100%進学をしております。

進学の内訳でございますが、都内に進学した者が98.1%、3,365人となっております。さらには、都外に63名、その他3名となっているところでございます。その他3名につきましては、海外の学校への進学ということになっております。

続きまして都内の進学者でございますが、公立の進学者が2,957名でございます。昨年度と比べましてプラス0.7ポイントとなっております。その公立の進学者のうち、葛飾区立の中学校に進学したものは2,819名。葛飾区外の進学者は87名。そのほか都内の、都立の中学校、それから千代田区立の九段中学校、さらには特別支援学校に入学した方もいらっしゃいます。

次に、葛飾区内の中学校の進学者でございますが、校区内に進学した者が2,531名でございます。73.8%と申しますのは、卒業生総数が73.8%ですので、これを仮に葛飾区内の中学校2,819ということをも100といたしますと、89%の子どもたちが校区内の中学校に進学をしているという計算になります。また、校区外につきましては288人の児童が中学校に進学したということでございます。

それでは、さらに申し上げますが、今年度の国立の進学者は2名、私立の進学者は406名となっております。私立についてはほぼ昨年と同じ比となっておりますが、国立進学者についてはマイナス0.1ポイントという状況でございます。

裏面をごらんいただきたいと思ひます。こちらにつきましては、進路状況の経年の状況でございます。

そして特に、先ほども申し上げましたが、平成24年度、25年度のところでございます。上から都内中学校、公立中学校、そして葛飾区内、そして校区内、校区外というものがございまして、その校区外の中学校の進学者につきましては、平成24年度は400名という状況でございますが、25年度につきましては288人という状況でございます。昨年度は卒業生総数の11.2%でしたが、本年度は総数の8.4%に減少している状況でございます。

参考ではございますが、本区から都立、または国立の中学校に進学した数についてのご報告をいたします。

まず、白鷗高校の附属中学校、都立でございますが、こちらにつきましては20名の児童が進学をしております。昨年度比でマイナス2名でございます。

両国高等学校の附属中学校には16名、こちらも昨年度比はマイナス7名でございます。都立

小石川中等教育学校には4人進学しておりまして、こちらはプラス1名でございます。次に、千代田区立の九段中等教育学校につきましては2人が進学しておりまして、マイナス1というところでございます。そしてさらに、都立三鷹中等教育学校につきましては1名進学をしております。

国立の附属中学校につきましては、東京学芸大学附属の竹早中学校と、東京学芸大学附属の国際中学校に1人ずつ進学をしている状況でございます。

合計で47名の児童が、都立中学校または千代田区立の九段中等教育学校、さらには国立の中学校に入学しておりまして、これは昨年度比マイナス8人という状況でございます。

続きまして3枚目、中学校に移らせていただきます。

中学校の卒業生総数は3,031名でございます。そのうち進学者が2,972名、そして就職が13名、職業教育機関等に20名、そして無業者として現在26名おります。

無業者というものにつきましては、内訳といたしましては進学を希望していますが、まだ決定していないものが5月1日現在で9名、就職希望をしておりますが、まだ未決定の者が3名、家事手伝いをしている者が9名、そして海外に転出をした者が2人、そしてまだ未定でございます。そして自宅で待機している者が3名、計26名という状況でございます。

次に進学者につきましては、国公立への進学者が2,001名でございます。そして私立への進学者が971名という状況でございます。

国公立の進学者につきましては、高等学校の全日制課程、定時制課程、通信制、さらには専門学校、特別支援学校という形で、全日制の課程には2,702名の生徒が進学をしている状況でございます。

それでは、最後に裏面をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましても、中学校の経年の変化でございます。

まず、進学者につきましては23年度からごらんいただきましてほぼ毎年、経年を見ましても97%前後のところ進学者については推移をしているところでございます。

そのうち、進学者の約7割につきましては国公立、約3割につきましては私立となっている状況でございます。

私からのご説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 よろしいですか。

では次に、報告事項等4「平成25年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」、ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは私から、平成25年度に発生をいたしました都内公立学校における体罰の実態把握につきまして、葛飾区分について報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、東京都の調査が平成24年度から全て開始されまして、公表は昨年度24年度分、そして今年度25年度分が第2回目となっております。

葛飾区教育委員会では、こちらの東京都教育委員会の調査に伴いまして、調査期間が平成25年12月2日から12月27日までという期間、各学校におきまして全児童・生徒への質問紙調査及び聞き取り調査を実施したところでございます。

さらには、この聞き取り調査に加えまして校長による教職員一人一人からの聞き取り調査も行っておりまして、各小中学校から報告のあった体罰、または体罰の疑いのある不適切指導の事案全てについて校長から聞き取り後、東京都教育委員会に報告をしているものでございます。

なお、葛飾区内で発生をしております体罰の事案等につきましては、校長や関係教員が既に関係保護者及び児童・生徒に説明及び謝罪をしているところでございます。

この調査の目的につきましては、体罰や体罰の疑いがあるような事例に対して、見逃さずに迅速に対応することを含め、体罰の根絶に向けた取り組みを行うため、都内公立学校における実態を的確に把握するというところで行われているものでございます。

それでは、本区の状況についてお話を申し上げます。2の調査結果の公表でございますが、5月22日、東京都教育委員会からプレス発表が行われております。あわせて東京都教育委員会のホームページにも公開をされておきまして、22日の夕刊には、そちらの体罰の公表等もされているところでございます。

本区の状況は、小学校1校で1件、中学校2校で2件の体罰事案が東京都の判断を受けております。そして学校名と体罰事案の概要が、新聞等で公表となっております。そちらの概要につきまして3番にございますので、私のほうから読ませていただきます。

細田小学校でございます。当該教員は他の児童をけった児童を指導した際、右のこぶしで同児童の左目付近をたたくとともに、右足の裏で同児童の左足をけり、同児童を転倒させ、眼球打撲、皮下出血及び左大腿外側の打撲痛の障害を負わせたというものでございます。

金町中学校でございます。当該教員はバレーボール部の活動中、消極的なプレーについて同部の生徒1名を指導した際、履いていたサンダルを右手に持ち、同生徒の左頭頂部をサンダルの金具がついた甲の部分でたたき、頭頂部挫創の障害を負わせたというものでございます。

水元中学校でございます。当該教員は他の生徒に乗りかかっていた生徒3名を指導した際、右手のひらで1名の生徒の左ほおを2回たたき、左手のひらで別の生徒の右ほおをたたくとともに、右足の裏で左肩を蹴り、左手のひらでさらに別の生徒の右ほおを3回たたき、鼻から出血させたというものでございます。

今回につきましては、3件とも児童・生徒にけがを負わせたということで、学校名と事案の概要につきまして報告をされて、全て公表されております。

特に細田小学校と金町中学校の件につきましては、これについて悪質で危険な行為であるということでも報告をされている事案でございます。

教員は、子どもたちをよくするために、そして能力を引き出すために指導や励ましを親身になって行っていることはたしかでございます。しかしながら、その方法として体罰や暴言や威嚇は許されるものではございません。

体罰は子どもを威圧し、一方的に振るう暴力であり、教育効果が期待できず、子どもの人格を傷つける恐れがあり、許されるものではございません。

葛飾区教育委員会では、これまでもいじめ・体罰の撲滅に向けまして各学校と連携して取り組んできたところでございますが、今回もこのような結果となったことは、非常に残念なことで、指導室としても重く受けとめているところでございます。

本区は平成24年度において、小学校1校1件、中学校1校2件の体罰事故が起り、平成25年度には体罰撲滅に向けまして、各学校と連携をして取り組んできたところであり、非常に残念であると思っております。

今後の対応でございますが、4月11日の年度初めの校長会におきまして、教育委員会が全校長に対して子ども一人一人の人権を大切に教育に努めること、さらには管理職のリーダーシップのもと、全教職員一丸となって体罰の撲滅に向け取り組みを行うことを指示し、それについて進めることを全体で確認をしております。

さらには4月16日の副校長会でも、同様のことを進めているところでございます。校長会においては、体罰撲滅に向けたDVDを教育委員会幹部も含めて校長とともに視聴いたしまして、学校と教育委員会が一丸となって体罰撲滅を実現することを決意したところでございます。

さらには副校長会、そして各種教員の研修会においても私から体罰の撲滅に向けまして、改めて指示をしているところでございます。

また、今までは体罰というお話をしてきたところでございますが、体罰関連行為として暴言、そして子どもに対する威嚇についても、その防止に向けて指導をしたものでございます。

この暴言・威嚇についても、体罰関連行為として懲戒処分の対象に今後はなっております。その辺につきましても学校長、副校長、そして幹部の教員に対して私から話をしたところでございます。

さらにこの体罰の撲滅に向けまして、学校ではこのDVDを教職員対象に5月末までに全員が視聴することを指示しておりまして、それについて報告を受けることになっております。

さらには、教職員が他の教職員の体罰や体罰につながる行為を見かけたときに、それをやめさせる教職員間の組織体制の確立を指導したところでございます。

教職員間で見過ごしては、なかなか撲滅につながらないと考えているところでございます。

さらにこの体罰の撲滅に向けまして、児童・生徒・保護者が体罰についてしっかりと認識するために、このDVDを各学校で視聴し、考える期間を、1月中に行うことも進めているところでございます。

児童・生徒には自他を大切にすること、規則を守ること、学校生活に全力で取り組むこと、さらには体罰を目撃したら他の先生や大人に伝えることを指導していくこと、保護者にも安易な体罰を容認・黙認しないことなどを啓発していくところでございます。

教育委員会といたしましては、これまで以上に教員の経験や能力に応じた研修、人権教育、教育相談などの教員研修の充実を図るとともに、全児童・生徒からの教員の言動に関するアンケートを定期的実施するなどを通して、体罰によらない教育を推進し、平成26年度は体罰がゼロとなるように、学校と一丸となって取り組んでまいりたいと考えています。

私からのご報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

面田委員。

○面田委員 昨年もこういうお話を聞きましたが、ことしも本当に、とても残念だという思いです。それと同時に、教員自身が指導に消極的になってもらっては困るという、その辺の思いもとても強いわけです。

低学年の時代から学校のルールとか、この前スタンダードが出ましたね。教師自身も、スタンダードにこれから取り組んでいくものなのだけれども、教師も子どもたちもルールやスタンダードに沿って取組んでいく、そういったことが各学校で積み重なっていくことは、非常によい影響を与えるのではないかと思います。

それと同時に、最近は少ないのですけれども、まだ先生方の中には、子どもにちゃんと「さん」とか「君」とかつかないで、呼んでいる姿を耳にすることもあつたりいたします。そのようなことも、ある意味子どもたちといい関係に私はならないと思っております。

それからもう一つは保護者のほうなのですが、自宅で保護者も言葉とか、たたいたりしないようにとか、そういうことも気を配ってもらいたい。やはりPTAの講演会とか、校長の話とかそういうところで、保護者に呼びかけをしていく。いろいろなところで手を打ってやっていく中で、子どもを育てていかないと、ただ体罰をやってはだめです、体罰はいけませんだけでは効果が上がりにくいのかと思いました。

ですから、スタンダードにしても「かつしかっ子」宣言にしても、ぜひそういうことも関係するという思いを持って進めていってもらいたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

竹高委員。

○竹高委員 面田委員とちよつかぶるところもあるのですが、本当にこの3件の体罰と判断された事例は残念なことだと思います。ただ、これもやはり生徒のことを思った上での出来事であったと信じてはおります。

その中で、先生方がこのことによって萎縮しないで、生徒たちの指導を厚くできるように、横のつながりを深くしていただいて、体罰という形ではなく子どもたちとコミュニケーションをとっていただいて、頑張ってもらえるようなサポートを教育委員会でも進めていっていただきたいと強く感じますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 松本委員。

○松本委員 起こったことは残念なのですけれども、この3件の当該の児童や生徒は、その後学校生活は元に戻って、きちんと学習活動できているのかどうかだけお伺いしたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 まず小学校の件につきましては、体罰が行われたのは3月末でございました。卒業式までの間については、欠席をしておりました。そして新学年になりまして、4月当初から出席をしています。

同様に、中学校の生徒につきましては、その後通常に学校に通っているという状況でございます。

○委員長 塚本委員。

○塚本委員 松本委員が全ておっしゃっていただきましたが、私も伺いたかったのはその点なのです。ただ先ほど面田委員もおっしゃいましたけれども、特に団塊の世代、中間管理職というか管理職の学校経営に当たられている方が一斉になくなったときに、次代を担う若手の教員、あるいは中堅になる教員の方がこういった事象の中で萎縮するのは、私は子どもたちにとっても長いスパンで見ると非常に大きなマイナスだと思いますので、大変だと思うのですが、指導室の先生方、いい意味での介入をしていただきながら、励ましながら、いわゆる子どもたちのカウンセリングではなく、先生方、特に若手の燃えている教員の方へのケアをぜひ、お願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長 指導室長。

○指導室長 ありがとうございます。

私たちも、やはり子どもたちにまず正面で、最先端で接するのは教師であるというのはいつも認識をしております。その意味で、やはり教師に自信を失わせることは、これは大きなマイナスになると思っております。

しかしながら幾ら親身に、熱心にであっても、その方法として体罰によるというのは、これは断じて許すことはできません。その意味で、教育委員会といたしましても、私たちが指導室訪問をしたときに、当然先生たちの良さについてはきちんと認め、褒める。そして自信を持っていただく。それが重要であると思いますし、教員の自信を持つ一つとして、当然授業力を高めていくことも一つだと思います。

それによって、子どもたちからの信頼をより得ることができ、さらには子どもとのコミュニケーション能力等についても、今後は教員の研修の中で十分に図る必要があると思っております。

それから、教員はえてして自分で最後まで責任を1人で抱えてしまうということが、まじめさゆえにあるという状況もございます。そのところを学校全体での組織の中で、課題を解決していく。そのようなことの大切さについても、塚本委員からもございましたけれども、今後リーダーとなっていく教員の研修の中で、その辺を重視してまいりたいと考えております。

○委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 では、私から一言。

私も、この三校でこのような事態が起きたということは、非常に残念です。小学校につきましては周りの方々からお話を聞くことが多くあります。多分、この当該の教員の方は、非常に熱い思いで教員になったと思っています。力のある先生方がこういった形で表に出るということは、非常に残念でございます。

先ほど塚本委員、面田委員、竹高委員、松本委員も、ぜひ先生方に何とかお力をという思いと、自信を持ってほしいということをおっしゃってございましたけれども、私も本当にそう思います。

話しは変わりますが、アメリカで生まれた体罰やいじめ問題の対策の一つとしてアンガーマネジメントという研修があります。例えば教育者にはそれなりのしっかりとした効果的な叱り方や、ぶれないスキルを身につける研修を。子どもたちには、子ども自身が感情をコントロールできるよう、いじめの予防にもなるということで、「アンガー」怒りなどの感情をマネジメントする、自己コントロール・スキルを身につける等の研修のことで、この研修をやっている学校は他の自治体にはございます。先生方に事前にこのような研修を受けていただき、先生を育てていくということも大切ではないかと思っております。

ここの当該の教員一人の責任ではなく、やはり、校長先生を初め、学校全体の責任でもあると思います。

今後、校長先生をはじめ学校全体で、体罰を出さないような工夫を、ぜひしていただきたいと思っております。

以上です。

次にまいります。報告事項等5「エンジョイスポーツ2014の実績報告について」、ご説明をお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等5「エンジョイスポーツ2014の実績報告について」、ご報告をいたします。

まず初めに、5月11日「エンジョイスポーツ2014」総合開会式に杉浦教育委員長を初め、各教育委員の皆さん全員にご参加いただきまして、まことにありがとうございます。この席をお借りしまして、御礼を申し上げます。

当日は晴天にも恵まれ、予定しておりました一流アスリートをお呼びしての各教室やその他のプログラムも、滞りなく終了いたしました。

資料の裏面をごらんください。当日の参加人数でございますけれども、総合開会式の参加者4,300人、見学者1,500人。ジュニアエンジョイスポーツ当日の各教室の参加人数は、見学者を合わせて3,700人。シルバーエンジョイスポーツ当日の各教室の参加人数につきましては、見学者を合わせて399人。当日の総合計9,899人の参加となりました。

各競技・教室とも大きな事故の発生もなく、終了することができました。ご協力ありがとうございました。

私からの報告は以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 よろしいですか。

では、報告事項等5件を終わらせていただきます。

ここで、教育委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 よろしいですか。

では、「その他」の事項に入らせていただきます。庶務課長、一括してご説明をお願いいたします。

○庶務課長 それではまず「その他」の1、資料配付でございます。(1)6月の行事予定表、続きまして、(2)「かつしかのきょういく」第124号をそれぞれ配布させていただいております。

続きまして、2の出席依頼でございます。7月26日バウンドテニス国体記念かつしかオープン選手権大会につきまして、委員長のご出席をお願いいたします。

裏面をごらんいただきますと、次回以降の教育委員会の予定が載っておりますので、ごらん

ください。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、平成26年教育委員会第5回臨時会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会時刻 11時30分